ハ　出資金						
⑴　出資金						
⑵　一般事務費						
ニ　貸付金						
⑴　貸付金						
⑵　一般事務費						
ホ　基金造成費						
⑴　事業運営基金						
⑵　施設整備基金						
⑶　維持補修基金						
⑷　維持運営基金						
⑸　一般事務費						
その他						
合　　計						

（備考）⑴　該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。
⑵　変更交付決定を受けた場合は、交付金事業に要する経費の欄及び交付金額の欄には、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。

㈱　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第10（第14条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第14条第１項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

１．交付金事業名
２．交付金額（第11条第１項による額の確定額）　　円
３．交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
　仕入控除税額　　円
４．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円
５．交付金返還相当額（４．－３．）　　円

㈱　⑴　別紙として積算の内訳を添付すること。
⑵　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第11（第16条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業財産処分承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第16条第２項の規定により別紙のとおり申請します。

別紙

１．処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕　　様	処分の方法	処分の時期	処 分 の 理 由

㈱　⑴　処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載し、使用の場合はその用途も記載すること。
⑵　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

（相手方がある場合）

２．相手方
①住所
②氏名
③使用の目的
④使用の場所
⑤使用の条件
⑥その他特記すべき事項

様式第12（第18条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金調書

（単位：円）

国		通　知　福　島　県										備考
歳出予算科目	交付決定の額	歳　入			歳　出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額	

㈱　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

○経済産業省告示第二十号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

表特定計量器の分類の欄中の「電気式抵抗線式はかり」、「誘電式はかり」、「電磁式はかり」及び「その他の電気式はかり」を削り、「手動天びん」の前に「電気式はかり」を加え、「その他の手動はかり」の下に「（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。）」を加え、「ばね式はかり」を「ばね式指示はかり」に改める。

○経済産業省告示第二十一号

平成六年通商産業省告示第五百二号（ガスメーターの器差検定の際に通過させる空気の体積について）は、平成二十七年四月一日限り廃止する。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一